

草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 26 日
告 示 第 1 8 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 6 2 年規則第 4 5 号）に定めるもののほか、家庭用防犯カメラを設置することにより、地域の防犯力の向上及び市民が安全で安心して生活できる環境の構築を目的として、市内の戸建ての住宅に家庭用防犯カメラを設置した者に対し、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「家庭用防犯カメラ」とは、戸建て住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅を含み、共同住宅及び別荘を除く。以下同じ。）への侵入犯罪等を未然に防止するため屋外に常設する撮影装置をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 家庭用防犯カメラを設置する戸建て住宅に自ら居住している者であること。ただし、当該戸建て住宅又は当該敷地の所有者でない場合は、当該戸建て住宅又は当該敷地の所有者の同意を得た者でなければならない。
- (3) 令和 8 年 6 月 1 日以降に購入した家庭用防犯カメラを設置した者であること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 同一の戸建て住宅について、この要綱による補助金の交付を受けた者でないこと。
- (6) 草加市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 3 0 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。

(補助金の交付対象となる家庭用防犯カメラ)

第 4 条 補助金の交付対象となる家庭用防犯カメラは、補助対象者が自ら居住する戸建て住宅の敷地内（屋内を除く。）に設置するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 戸建て住宅若しくは当該敷地又はそれらの出入口に接している道路を常時撮影するものであること。
- (2) 撮影した画像データを記録する機能を有するものであること。
- (3) 夜間の撮影が可能なものであること。
- (4) 追跡機能を有しないものであること。
- (5) 賃借により設置したものではないこと。
- (6) 未使用品であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、家庭用防犯カメラの設置に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) 家庭用防犯カメラの購入費用
- (2) 前号により購入した家庭用防犯カメラの設置に係る工事費（既存設備の撤去及び移設に要する費用を除く。）
- (3) 家庭用防犯カメラの附属品の購入費用
- (4) 家庭用防犯カメラの設置を示す表示板の設置に係る費用

2 前項に規定する費用について店舗等のポイントを使って購入した場合は、ポイントを差し引いた後の実支払額を補助対象経費とする。

(補助金の交付額等)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）で、20,000円を限度とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。

2 補助金の交付は、1戸の戸建て住宅につき1回限りとし、複数台の家庭用防犯カメラの設置について対象とすることができる。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条の規定による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類のうち申請内容に応じて必要となる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭用防犯カメラの概要が分かる商品カタログの写し等
- (2) 家庭用防犯カメラ又はその附属品の購入に係る費用のレシート又は領収書の写し等

- (3) 家庭用防犯カメラの設置工事又はその設置を示す表示板の設置に係る費用のレシート又は領収書の写し等
- (4) 家庭用防犯カメラの設置状況が分かる写真
- (5) 戸建て住宅又はその敷地の所有者でない者が申請する場合は、草加市家庭用防犯カメラ設置に係る戸建て住宅所有者・土地所有者の同意書（第2号様式）
- (6) 補助金振込先口座が分かるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

2 補助金の交付申請の受付期間は、令和8年6月1日から令和9年2月26日までとする。ただし、補助金の交付申請の総額が予算の範囲を超えるときは、当該予算の範囲を超える日をもって、補助金の交付申請の受付を終了するものとする。

（交付決定の通知）

第8条 規則第8条の規定による通知は、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）によるものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消通知）

第10条 規則第16条第3項において準用する規則第8条の規定による通知は、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付決定取消通知書（第4号様式）によるものとする。

（維持管理）

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該事業により取得した家庭用防犯カメラについて、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適切な運用を図るものとする。

（財産の処分の制限）

第12条 規則第18条第2号に規定する市長が定めるものは、補助事業により取得した財産とする。

2 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、5年間とする。

3 補助金の交付を受けた者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金に係る財産処分承認申請書（第5号様式）により市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金に係る財産処分承認・不承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（関係書類の整備等）

第13条 規則第19条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

草加市長 宛て

住所

申請者 氏名

(請求者) 電話・FAX番号

メールアドレス

次のとおり、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、別紙家庭用防犯カメラの適正運用に関する誓約書その他関係書類を添えて申請（請求）します。

なお、補助要件確認のために、市が保有する個人情報を読覧及び調査することに同意します。

1 交付申請（請求）額 金 円

2 戸建住宅所有者 住所
氏名

3 振込先

金融機関名	
本支店名	
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ 名義人名	

4 添付書類

<必ず添付が必要な書類>

- (1) 家庭用防犯カメラの概要が分かる商品カタログの写し等
- (2) 家庭用防犯カメラの購入に係る費用のレシート又は領収書の写し等
- (3) 家庭用防犯カメラの設置状況が分かる写真
- (4) 補助金振込先口座が分かるもの

<必要に応じて添付が必要な書類>

- (1) 家庭用防犯カメラの設置工事に係る費用のレシート又は領収書の写し等
- (2) 草加市家庭用防犯カメラ設置に係る戸建て住宅所有者の同意書
- (3) 家庭用防犯カメラの附属品に係る費用のレシート又は領収書の写し等
- (4) 家庭用防犯カメラの設置を示す表示板の設置に係る費用のレシート又は領収書の写し等

別紙

家庭用防犯カメラの適正運用に関する誓約書

草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金の交付を受けて設置する防犯カメラの運用に関し、下記の事項を遵守することを誓います。

- 1 家庭用防犯カメラの設置及び利用に当たっては、不要な個人の画像の撮影を防ぐため、設置箇所及び撮影範囲を必要最小限とします。
- 2 撮影した家庭用防犯カメラの画像データは、犯罪抑止の目的以外ではこれを使用せず、他人のプライバシーを侵害することのないようにします。
- 3 家庭用防犯カメラの設置場所は、私（申請者）の世帯が生活する自宅の敷地内であり、屋外（ベランダを含む。）です。やむを得ず他人の住宅等が撮影範囲に入る場合は、当該住宅等の使用者に説明を行います。
- 4 家庭用防犯カメラの画像について、法令に基づく手続により照会等を受けた場合は提供に協力します。
- 5 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。
- 6 家庭用防犯カメラの設置及び運用に関して苦情又は問合せを受けた場合は、誠実かつ迅速に対応し、近隣住民等との紛争が生じたときは、責任をもって対応します。
- 7 補助金交付後に、草加市補助金等の交付手続等に関する規則第16条の規定に基づき補助金の全部又は一部が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。
- 8 地域の防犯力を高めるとともに、プライバシーに関するトラブルを防止するため、家庭用防犯カメラの周辺に、当該補助金の交付決定時に市から配布される「家庭用防犯カメラの設置を示すシール」を表示することに協力します。

年 月 日

申請者氏名（自署）

第2号様式（第7条関係）

草加市家庭用防犯カメラ設置に係る住宅所有者・土地使用者の同意書

私が所有する、草加市 _____ の住宅・土地について、

使用者である _____ が家庭用防犯カメラ等の設置をすることに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

第3号様式（第8条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

草加市長



草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金については、次のとおり交付（不交付）することに決定したので、草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 交付決定額 金 円

2 不交付の場合の理由

第4号様式（第10条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

草加市長



草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金交付決定取消通知書

次の理由により草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金の交付決定を取り消しましたので、通知します。

1 取消しの理由

2 取消しの内容

第5号様式（第12条関係）

草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日

草加市長 宛て

住 所
氏 名
電話・FAX番号
メールアドレス

年 月 日付け 第 号で交付額確定を受けた草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金により取得した財産を次のとおり処分したいので、次のとおり申請します。

処 分 財 産	
処 分 方 法	
処 分 時 期	
処 分 理 由	

第6号様式（第12条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

草加市長



草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金に係る財産処分承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった草加市家庭用防犯カメラ設置費補助金に係る財産処分について、次のとおり財産処分を承認・不承認しましたので通知します。

- 1 補助事業名

- 2 承認・不承認

- 3 不承認理由

- 4 その他（条件等）